

横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務 公募型プロポーザル実施要領

横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務(以下「本業務」という。)の契約候補者及び次点者を公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を、横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)において定めるものである。

1. 目的

本業務は、横芝光町(以下「本町」という。)が保有する情報資産の適切な管理、運用および保護を通じて、住民の個人情報および行政データの安全性を確保し、信頼性の高い行政サービスを提供することを目的として実施するものである。

近年、情報セキュリティに関する脅威がますます高度化・複雑化している状況を鑑み、本町では、セキュリティポリシーの策定や情報資産管理体制の強化、インシデント対応能力の向上、職員のセキュリティ意識の向上等を総合的に推進する必要があるため、情報セキュリティ確保に関する支援業務を委託し、本町が保有する情報資産の機密性、完全性、可用性を維持向上させるための施策を効果的に実施することを旨とするとともに、法令やガイドラインに準拠したセキュリティ体制の構築を図り、本業務を通じて住民から信頼される安全で安心な行政サービスの提供を実現することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1)業務名 横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務
- (2)業務場所 横芝光町役場内
- (3)業務内容 「横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務仕様書」による
- (4)履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月26日まで
※令和8年度当初予算継続費に基づく複数年(令和8年度～令和10年度)の契約
- (5)業務上限額 金 11,528,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)
うち令和8年度 5,280,000円以内
うち令和9年度 3,520,000円以内
うち令和10年度 2,728,000円以内

(6)留意事項

「(5)業務上限額」に示す各年度の上限を超えて提案してはならない。

(7)プロポーザルにより契約候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、地方自治体における情報セキュリティに関する専門的な知見及び豊富なノウハウを持ち、本町の環境に適した効果的な支援が可能な事業者からの提案を評価し、契約候補者として選定するため。

3. 契約方法

契約候補者又は次点者との随意契約とする。

なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容について、横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務プロポーザル選定委員会で審査し、随意契約の契約候補者及び次点者を選定する。

4. 参加資格要件

本業務プロポーザルに参加しようとする事業者は、下記(1)から(10)の要件のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であって当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していない者
- (3) 横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成23年横芝光町告示第81号）に基づく指名停止、又は横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年横芝光町告示第11号）に基づく入札参加除外を受けた者
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は契約候補者及び次点者選定日前6ヵ月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者
- (7) 国税及び地方税を滞納している者
- (8) 横芝光町入札参加資格者名簿（委託）に登録されていない者
- (9) 令和3年度以降に地方公共団体の情報セキュリティ対策等支援業務を3自治体以上従事した実績がない者
- (10) 以下に記載の資格をいずれも保有していない者
 - a) 独立行政法人 情報処理推進機構（I P A）情報処理安全確保支援士
 - b) 情報システムコントロール協会（I S A C A）公認情報システム監査人（C I S A）
 - c) 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（J A S A）公認情報セキュリティ主任監査人

5. 契約締結までのスケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容	期日
公募開始	令和8年7月 3日(金)
質問受付期限	令和8年7月10日(金)午後5時
質問への回答	令和8年7月14日(火)正午
参加表明書等の提出期限	令和8年7月15日(水)午後5時
提案書・見積書提出期限	令和8年7月31日(金)午後5時
プレゼンテーション参加要請	令和8年8月 3日(月)
プレゼンテーション審査	令和8年8月10日(月)午前10時～
審査結果通知	令和8年8月12日(水)
契約締結予定日	令和8年8月下旬

6. 応募手続き

(1) 本業務プロポーザルの応募関係書類は、横芝光町公式ホームページに掲載する。

ダウンロードURL <https://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>

(2) 配布書類

- ・横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務委託仕様書
- ・様式1 質問書
- ・様式2 参加表明書及び誓約書
- ・様式3 会社概要書
- ・様式4 業務受託実績書及び資格保有状況
- ・様式5 提案書の提出
- ・様式6 業務実施体制

7. 質問及び回答

本業務プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式1 質問書を「17.担当部署」あて電子メールにより提出すること。

(2) 質問の受付期限

令和8年7月10日(金) 午後5時(必着) ※受付期限を過ぎて提出されたものは受理しない。

(3) 回答

令和8年7月14日(火) 正午までに横芝光町公式ホームページに掲載する。

8. 参加表明

本業務プロポーザルに参加しようとする事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①様式2 参加表明書及び誓約書
- ②様式3 会社概要書
- ③様式4 業務受託実績書及び資格保有状況

(2) 提出部数

紙媒体で各1部提出すること。

(3) 提出方法

「17.担当部署」あて持参又は郵送

※封書の表面に、「情報セキュリティ対策等支援業務関係書類在中」と記載すること。

※書留等、送達記録が残る方法により送付すること。

※なお、郵送中の事故に伴う遅延等に関しては町は一切責任を負わない。

(4) 提出期限

令和8年7月15日(水) 午後5時(郵送の場合は必着とする。)

※提出期限を過ぎて提出されたものは受理せず、参加できないものとする。

(5) 参加資格確認

「4.参加資格要件」に記載の参加資格の有無を確認のうえ、参加資格確認の結果については、参加申込書類を提出した事業者に対し令和8年7月17日(金)までに電子メールにて通知する。

9. 提案書の作成及び提出

本業務プロポーザルに参加を表明した事業者(以下「提案事業者」という。)は、次のとおり提案書

を提出すること。

(1)提出書類

①様式5 提案書の提出

②提案書

- a) A4横 (A3判折込可。但しA4横2ページ分とする。)
- b) フォントサイズは10.5ポイント以上、文字は横書きとする。
- c) 片面印刷
- d) 上限は20ページ以内 (表紙、目次は除く)
- e) 表紙には以下の項目を記載する。(見やすいことを条件にレイアウトは自由とする。)
 - ・本業務名
 - ・提出日
- f) 全てのページの右下にページ番号を表示すること。

③様式6 業務実施体制

④見積書 (任意様式)

(2)提案書の作成

- ①仕様書を踏まえて作成し、提案内容をイメージできるよう工夫すること。
- ②仕様書に定めのない事項は、独自の提案として盛り込んで構わないが、業務上限額の範囲内に収まるものとする。
- ③作業工程やスケジュールなどの完了までの予定を大まかに示すこと。
- ④可能な限り簡素な表現を用い、専門知識を有しないものでも理解できるよう配慮すること。なお、注釈による説明も可とする。
- ⑤提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。ただし、専門用語等はこの限りでないが、必要に応じて用語解説を行うこと。またデザイン上の観点から見出し等に一部外国語を表記することは可能とする。
- ⑥提出期限後の訂正や差替え等は一切認めない。ただし、誤りによる字句の訂正など、提案内容に変更が伴わない単純なものは、この限りでない。

(3)提出部数

提案書は紙媒体と電子データを提出するものとし、詳細は次のとおりとする。

- ①紙媒体の提出部数は8部とする。
- ②電子データは、Word・Excel・PowerPoint・PDF形式のいずれかとする。電子媒体 (CD-R等) による提出とし、電子メール又はオンラインストレージサービス等による提出は認めない。

(4)提出方法

「17.担当部署」あて持参又は郵送

※封書の表面に「情報セキュリティ対策等支援業務関係書類在中」と記載すること。

※書留等、送達記録が残る方法により送付すること。

(5)提出期限

令和8年7月31日(金) 午後5時 (郵送の場合は必着とする。)

※提出期限までに提出されない場合は、辞退したものとする。

なお、郵送中の事故に伴う遅延等に関して町は一切責任を負わない。

10.プレゼンテーション審査

提出された提案書は、次のとおりプレゼンテーション及び選定委員会のヒアリングにより審査する。

(1) 審査実施日時

令和8年8月10日(月)

※時間・場所は、8月3日(月)に電子メールで送付する参加要請書により連絡する。

(2) 審査会場

横芝光町役場 (※Web会議ツールを使ったオンラインによる審査は行わない)

(3) 所要時間

30分以内 (プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度)

(4) 出席者

3名以内とし、責任者及び担当となる予定の者を出席させること。

(5) 審査方法

審査は非公開とし、提出された提案書やプレゼンテーションでの説明、ヒアリングに基づき、横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務公募型プロポーザル選定委員会 (以下「選定委員会」という。)で行う。

(6) 審査評価基準

提案書等の審査に関する評価項目、評価基準及び配点は、別表(1)のとおりとする。

(7) その他

- ・提出した提案書に基づき説明すること。
- ・プレゼンテーションに必要な機器類(PC等)は提案事業者が用意すること。なお、ディスプレイ、スクリーン、プロジェクター、VGA及びHDMIケーブルは本町で用意する。
- ・大規模災害発生時等、特別な事情によってはプレゼンテーションによる審査を行わず、選定委員による書類審査形式となる場合もある。

1.1. 契約候補者・次点者の選定及び審査結果の通知

- (1) プレゼンテーション審査の結果、最も評価が高かった提案事業者を契約候補者とし、次に評価が高かった提案事業者を次点者として選定する。ただし、別表(1)の評価項目における「N01.業務遂行能力」「N02.業務スケジュール」「N03.提案内容」「N04.アピール」における評価の合計得点が、参加した選定委員会委員の合計得点の6割以上でなければ契約候補者として選定しない。
- (2) 審査結果は、全ての提案事業者に書面により通知するとともに、横芝光町公式ホームページに結果を公表する。なお、審査結果に対する質問及び異議申立ては一切応じない。
- (3) 通知日時 令和8年8月12日(水) 正午までに通知する。

1.2. 失格

提案事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出資料等が本業務実施要領に適合しない場合
- (2) 提出資料等に虚偽の内容が記載されていることが明らかになった場合
- (3) 選定委員会の委員に直接又は間接を問わず援助を求めた場合
- (4) 参加表明書提出の日から契約締結までの間に横芝光町建設工事請負業者等指名停止等措置要領に基づく指名停止処分又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた場合
- (5) 上記のほか、本業務実施要領に違反すると認められた場合

1.3. 委託契約

委託契約の締結に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 委託契約の締結

本町は、契約候補者と協議し、提案内容に基づいて仕様書等について協議したうえで委託契約を締結する。なお、協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点者と協議したうえで契約を締結する。

(2) 契約保証金の納付

契約締結にあたっては、横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）第145条第1項に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 委託料の支払い

委託料は、各年度における委託業務の完了を本町が認めた後、一括して支払う。

1.4. 個人情報保護及び秘密保持に関する事項

(1) 提案事業者は、本業務プロポーザルの実施にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横芝光町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年横芝光町条例第1号）を遵守するものとする。

(2) 提案事業者は、本業務プロポーザルの実施にあたり、知り得た本町関係者及び第三者に関する個人情報、業務内容、その他の秘密情報について適切な管理を行い、その内容を第三者に漏洩せず、また本業務以外の目的に使用してはならない。

本町は、提案事業者及び契約候補者の情報について、業務遂行の必要性に応じた範囲で適切に取り扱い、第三者への漏洩や本業務以外での利用を禁止するものとする。

ただし、以下の情報については、秘密情報の対象外とする。

- ① 開示時点で既に公知となっている情報
- ② 開示後、提案事業者、契約候補者又は本町の行為によらず公知となった情報
- ③ 開示前から双方が正当に既に保持していた情報
- ④ 取得の際に法令又は正当な手段により知り得た情報

上記①から④に関しては、履行期間中はもとより履行期間満了後においても同様に適用される。

1.5. 留意事項

本業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により本町の承諾を得るものとする。

(2) 本業務の実施に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権等を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、提案事業者の責任、負担において一切を処理すること。

(3) 提案事業者の責任に帰すべき理由により本町又は第三者に損害を与えた場合は、提案事業者がその損害を賠償すること。

1.6. その他

上記のほか、本業務プロポーザルは次により実施する。

(1) 提案事業者は1つの提案しか行うことができない。

(2) 提案事業者が1者であった場合でも本業務プロポーザルは実施する。

(3) 本業務プロポーザル参加に要する費用は、全て提案事業者の負担とする。

(4) 参加表明書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本町との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。

- (5)本業務プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（様式任意）で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (6)次のいずれかに該当した者については辞退とみなす。
 - ①提案書の提出期限に遅れた者
 - ②選定委員会によるヒアリングに遅れた者
- (7)本町が本業務プロポーザルに関する報告、公表等をするために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに提出された書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8)参加表明書等は返却しない。なお、提出された書類は本業務プロポーザルに関する用途以外には使用しない。
- (9)参加表明書等は原則として公開しない。ただし、提出された書類が横芝光町情報公開条例(平成18年横芝光町条例第8号)に基づく開示請求の対象となった場合は、提案事業者の意向を確認した上で、本条例の規定に基づき公開の可否等を決定する。
- (10)提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は全て提案事業者が負う。

17.担当部署（問合せ先）

本業務の担当課及び問合せ先は、次のとおりである。

横芝光町役場 企画空港課 デジタル推進室

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 番地

電話：0479-84-1279

E-mail：kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp

別表（１）

横芝光町情報セキュリティ対策等支援業務公募型プロポーザル審査における提案書の評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

No.	項目	評価基準	配点
1	業務遂行能力(業務実績、業務実施体制、業務責任者、業務担当者のプロフィール等)	①本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。 ②本業務について、円滑かつ確実に業務遂行するための適切な人員配置及び役割分担がされているか。 本町からの問合せへの対応について、十分な体制であるか。 ③コミュニケーション能力は十分か。 ④プロジェクト管理能力は十分か。	40
2	業務スケジュール	本業務の全体像をイメージし、具体的かつ実現可能な工程計画となっているか。	10
3	提案内容	①本町の情報セキュリティ対策強化の目的に適合した具体的な提案であるか。 ②業務委託内容を明確に反映し、各年度の目標や施策が具体的に示されているか。 提案内容が現実的であり、十分なリソースや実行可能な計画が示されているか。 ③職員の情報セキュリティ意識向上に寄与する具体的な提案が盛り込まれているか。 ④情報セキュリティ PDCA サイクルの導入・運用について、本提案が有効な構造を示しているか。 ⑤町や国の政策変更、外部要求に対応できる柔軟性があるか。	50
4	アピール	独自性のある企画提案となっているか。	10
5	見積金額	提案内容かつ業務仕様書に沿った妥当な金額であるか。	10
合 計			120

※上記はプロポーザル選定委員会委員1人当たりの配点である。